



南区から市外への引っ越し

引っ越しの
手続 ③

- ◇ 南区から市外に引っ越される方の区役所での主な手続のご案内です。
- ◇ 各手続の詳細については、担当窓口や転入先の市区町村にお問い合わせください。

令和6年4月更新

南区役所

▲南区マスコットキャラクター みなっち

項目	南区での手続 □手続に必要なもの	担当窓口	新住所地での手続 □手続に必要なもの
市外への引っ越し	転出届 (引っ越しの約2週間前から届出ができます。) * 転出証明書をお渡しします。 * 住民基本台帳カードやマイナンバーカードをお持ちの方で、カードを利用した転出(付記転出)をご希望の方は、横浜市ホームページにてご確認ください。	2階14番 戸籍課 登録担当 TEL 341-1118	転入の手続 (新住所に住み始めた日から、14日以内) <input type="checkbox"/> 転出証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(※) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの方のみ) * 代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続をする場合は「委任状」と代理人の本人確認書類をお持ちください。 * 住民基本台帳カードやマイナンバーカードを利用した転入(特例転入)については、転入先の市区町村にお問い合わせください。
印鑑登録	特にありません。 * 転出予定日に抹消されます。 * 転出予定日前日までに印鑑証明書が必要になった場合は、印鑑登録証に転出証明書を添えて請求してください。		必要な方は、登録の申請 <input type="checkbox"/> 登録する印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(※) * 市区町村によって申請時の必要書類が異なります。 転入先の市区町村にお問い合わせください。
マイナンバーカード又は 住民基本台帳カード	・新住所地で手続をすることで継続利用することが可能です。 ・署名用電子証明書は失効します。		新規でマイナンバーカードを申請したい場合は転入先の市区町村にお問い合わせください。 継続利用の申請 * 暗証番号の入力が必要になります。詳しくは、転入先の市区町村にお問い合わせください。
公立小中学校の 児童・生徒	転学届 * 学校に転学届を提出し、次の書類を受け取ってください。 <input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 教科用図書給与証明書	今までの学校	転入の手続 <input type="checkbox"/> 在学証明書
国民年金に加入していて 海外 に転出する	国民年金の資格喪失手続 国民年金の任意加入手続 * 手続の内容によって必要書類及び手続先が異なりますので、お問い合わせください。	2階20番 保険年金課 国民年金係 TEL 341-1129	特にありません。
国民年金に加入している 年金を受給している	特にありません。		住所変更の手続 * 転入先の市区町村にお問い合わせください。
国民健康保険に加入している	国民健康保険証の返却 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証	2階18番 保険年金課 保険係 TEL 341-1126	加入の手続 * 介護認定を受けていた場合は、転入日から14日以内に転入先の市区町村で認定を受けていた旨をお申し出ください。 * 転入先の市区町村にお問い合わせください。
介護保険(65歳以上及び介護認定を受けている方)	介護保険被保険者証の返却 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 負担限度額認定証(お持ちの方のみ) <input type="checkbox"/> 負担割合証(お持ちの方のみ) * 介護認定申請中の場合は、2階24番(高齢・障害支援課 TEL341-1138)にもご連絡ください。		後期高齢者医療被保険者証の交付 * 転入先の市区町村にお問い合わせください。
後期高齢者医療被保険者証 【県外へ転出する方】	後期高齢者医療被保険者証の返却 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 * 県外への転出の場合、負担区分証明書を発行します。	2階19番 保険年金課 給付担当 TEL 341-1128	小児医療証の交付申請 * 市区町村によって制度が異なります。 転入先の市区町村にお問い合わせください。
小児医療証	小児医療証の返却 <input type="checkbox"/> 小児医療証		医療証の交付申請 * 医療証ごとに必要書類があります。 転入先の市区町村にお問い合わせください。
医療証(ひとり親家庭、重度障害者等)	医療証の返却 <input type="checkbox"/> 医療証	2階23番 高齢・障害 支援課 TEL 341-1136	受給者証の交付 * 転入先の市区町村にお問い合わせください。
特定医療費(指定難病)受給者証	特にありません。		住所変更手続 <input type="checkbox"/> 各手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 * 転入先の市区町村にお問い合わせください。 ※施設に入所された方は、手続き等が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
身体障害者手帳、療育手帳 (18歳以上) * 18歳未満は、2階25番子ども家庭支援課TEL341-1152)	転出届	2階23番 高齢・障害 支援課 TEL 341-1136	特にありません。
精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療(精神通院医療/更生医療)	特にありません。		* 転入先の市区町村にお問い合わせください。
濱ともカード	濱ともカードの返却	2階23番 高齢・障害 支援課 TEL 341-1136	特にありません。
敬老特別乗車証	敬老特別乗車証の返却		* 転入先の市区町村にお問い合わせください。
福祉特別乗車券、福祉タクシー券・燃料券(18歳以上)	福祉特別乗車券・福祉タクシー券・燃料券の返却		* 転入先の市区町村にお問い合わせください。

* 18歳未満は、2階25番子ども家庭支援課(TEL341-1152)

※本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、写真付きの住民基本台帳カードなど

裏面へ続く

項目	南区での手続 □手続に必要なもの	担当窓口	新住所地での手続 □手続に必要なもの
身体障害者手帳、療育手帳 (18歳未満) * 18歳以上は、2階23番高齢・障害支援課(TEL341-1136)	手帳の住所変更手続 □各手帳	2階25番 子ども家庭 支援課 TEL 341-1152	住所変更手続 □各手帳 * 転入先の市区町村にお問い合わせください。
障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証(18歳未満) * 18歳以上は、2階23番高齢・障害支援課(TEL341-1136)	市外転出手続 □各受給者証		* 転入先の市区町村にお問い合わせください。
障害児関連の手当(20歳未満)	市外転出手続 □各手当の証書		住所変更手続 □特別児童扶養手当証書 * 転入先の市区町村にお問い合わせください。
児童扶養手当	市外転出手続 □児童扶養手当証書		住所変更手続 □児童扶養手当証書 * 転入先の市区町村にお問い合わせください。
保育園・幼稚園に通っている子どもがいる	給付認定の取消申請手続	2階25番 子ども家庭 支援課 TEL 341-1149	給付認定申請
児童手当	市外転出手続	2階25番 子ども家庭 支援課 TEL 341-1148	認定申請の手続 □請求者名義の預金通帳など口座のわかるもの □印鑑(朱肉使用) □請求者の健康保険証 *この他に書類提出を求められる場合があります。 *所得が基準額を超えている場合は、支給されません。
125cc以下のバイクを持っている	廃車の手続 □ナンバープレート □標識交付証明書 □本人確認書類(※)	3階32番 税務課 TEL 341-1160	登録の手続(*) □廃車申告受付書(廃車証明書) □本人確認書類(※) 廃車の手続をしていない場合(*) □前住所地のナンバープレート □標識交付証明書 □本人確認書類(※) *市区町村により手続が異なる場合がありますので、新住所地の市区町村にお問い合わせください。
住民税	特にありません。 *住民税の場合、賦課期日1月1日現在の住所がある市町村において、前年の所得に対して1年分課税されます。 *海外へ転出される方は、下記をご覧ください。	3階33番 税務課 TEL 341-1157	特にありません。
犬の登録	特にありません。 新住所地で手続をしてください。	4階43番 生活衛生課 環境衛生係 TEL 341-1192	登録事項の変更届 □鑑札 □当該年度の注射済票
在外選挙人名簿への登録(海外転出先で国政選挙の在外投票を希望する方)	出国前に申請を希望する場合は南区選挙管理委員会での手続が必要です。(出国先の在外公館等でも登録申請できます) □本人確認書類(※)	6階65番 総務課 統計選挙係 (南区選挙管理委員会) TEL 341-1227	速やかに在外公館等へ在留届を提出してください。

※本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、写真付きの住民基本台帳カードなど

○転出証明書について○

- 転出を取りやめたいとき ⇒ 転出証明書と本人確認書類を持って、2階14番窓口へ(転出取消)
- 転出証明書を紛失したとき ⇒ 本人確認書類を持って、2階14番窓口へ(転出証明書の再発行)
- 転出予定日や新住所地が変更になったとき ⇒ 転出証明書はそのまま使用できます。
新住所地の市区町村で手続をしてください。

※代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続する場合は「委任状」と代理人の本人確認書類をお持ちください。

新住所地では、住み始めた日から14日以内に転入の手続をしてください。

◎外国への転出届を出された方が、帰国し転入届をする場合

・国外への転出の場合、転出証明書は発行されません。

・帰国して転入届を行う場合は、次の書類を転入先の市町村の窓口にお持ちください。

パスポート・・・転入される方全員分をお持ちください。

戸籍謄(抄)本(※) } いずれも、本籍地の市町村で取得してください。(本籍地以外では取得できません。)

戸籍の附票 } *本籍が転入先市町村にある方は提出不要場合があります。

マイナンバーカード(お持ちの方のみ)

※戸籍全部(個人)事項証明書

※代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続する場合は「委任状」と代理人の本人確認書類をお持ちください。

○海外へ転出される方の住民税について○

1月1日現在の住所がある市町村において、前年の所得に対して1年分課税されます。

- ◆納税通知書発送済みの税金については、海外転出された後でもお納めいただくことになります。
- ◆また、納税について、手続が必要な方もいらっしゃいます。(転出後に、納税通知書が発送される場合)
- ◆ご心配な方は、3階33番窓口 税務課市民税担当(TEL 341-1157)へご相談ください。